

先生各位

検査実施料新設項目のご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、このたび保医発第 0531002 号および第 0531003 号にて検査実施料が新設されましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

敬白

記

《適用日》 平成 19 年 6 月 1 日より適用

《新規収載項目》

検査項目	実施料・判断料区分	医科点数表区分
	注 釈	
ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体 N 端フラグメント (NT-proBNP) 精密測定	140 点 生化学的検査 (135 点)	「D008」内分泌学的検査の「13」
	<p>ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体 N 端フラグメント (NT-proBNP) 精密測定</p> <p>ア．ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体 N 端フラグメント (NT-proBNP) 精密測定は、区分「D008」内分泌学的検査の「13」のヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド (BNP) 精密測定に準じて算定できる。</p> <p>イ．ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体 N 端フラグメント (NT-proBNP) 精密測定は、心不全の診断又は病態把握のために実施した場合に月 1 回に限り算定する。</p> <p>ウ．1 週間以内に、ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体 N 端フラグメント (NT-proBNP) 精密測定、区分「D008」内分泌学的検査の「13」のヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド (BNP) 精密測定及び同区分「22」のヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド (HANP) 精密測定のうち 2 項目以上を併せて実施した場合は、主たるもの 1 つに限り算定する。</p> <p>エ．本検査を実施した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に本検査の実施日 (ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド (BNP) 精密測定又はヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド (HANP) 精密測定を併せて実施した場合は、併せて当該検査の実施日) を記載する。</p>	

《保険注釈が変更された項目》

検査項目	実施料・判断料区分	医科点数表区分
	改正後の注釈	
ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド (BNP) 精密測定	140点 生化学的検査 (135点)	「D008」内分泌学的検査の「13」
	<p>ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド (BNP) 精密測定</p> <p>ア. 「13」のヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド (BNP) 精密測定は、入院中の患者については急性心不全又は慢性心不全の病態把握のため、入院中の患者以外の患者については心不全の病態把握心不全の診断又は病態把握のために実施した場合に月1回に限り算定する。</p> <p>イ. 1週間以内にヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド (BNP) 精密測定と、<u>ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体N端フラグメント (NT-proBNP) 精密測定及び本区分「22」のヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド (HANP) 精密測定を併せて実施した場合は主たるものみのうち2項目以上を併せて実施した場合は、主たるもの1つに限り算定する。</u></p> <p>ウ. 本検査を実施した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に本検査の実施日 (ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体N端フラグメント (NT-proBNP) 精密測定又はヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド (HANP) 精密測定を併せて実施した場合は、併せて当該検査の実施日) を記載する。</p>	

《検査法追加項目》

検査項目	実施料・判断料区分	医科点数表区分	追加された検査法
	改正後の注釈		
淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査	300点 微生物学的検査 (150点)	「D023」 微生物核酸同定・定量検査の「5」	SDA 法 (Strand Displacement Amplification)
	<p>淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査</p> <p>ア. 淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、クラミジア・トラコマチス感染症若しくは淋菌感染症が疑われる患者又はクラミジア・トラコマチスと淋菌による重複感染が疑われる患者であって、臨床所見、問診又はその他の検査によっては感染因子の鑑別が困難なものに対して治療法選択のために実施した場合及びクラミジア・トラコマチスと淋菌の重複感染者に対して治療効果判定に実施した場合に算定できる。</p> <p>ただし、「D012」感染症免疫学的検査の「21」の淋菌同定精密検査、同区分「21」のクラミジアトラコマチス抗原精密測定、本区分「2」の淋菌核酸同定精密検査、クラミジアトラコマチス核酸同定精密検査、本区分「3」の淋菌核酸増幅同定精密検査又はクラミジアトラコマチス核酸増幅同定検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</p> <p>イ. 淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、TMA 法による同時増幅法並びに HPA 法及び DKA 法による同時検出法又は、PCR 法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法又は SDA 法による。淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、泌尿器又は生殖器からの検体によるものである。ただし、男子尿は含み女子尿は含まない。なお、SDA 法においては咽頭からの検体も算定できる。</p>		

《特定薬剤治療管理料 疾患名の追加 (テオフィリン製剤)》

検査項目	医科点数表区分	改正後の注釈
テオフィリン	「B001」特定疾患治療管理料 「2」 特定薬剤治療管理料	<p>(1) 特定薬剤治療管理料は、下記のものに対して投与薬剤の血中濃度を測定し、その結果に基づき当該薬剤の投与量を精密に管理した場合、月1回に限り算定する。</p> <p>ウ. 気管支喘息。喘息性(様)気管支炎、慢性気管支炎又は、<u>肺気腫又は未熟児無呼吸発作の患者であってテオフィリン製剤を投与しているもの。</u></p>